

本書は、法科大学院の法学未修コースに在籍する学生や司法修習生を読者として想定して執筆しました。次のような特色をもつものと考えています。

1 全体構造とその特質の重視

第1に、民事執行・保全手続が採用する基本的な考え方と手続のアウトラインについてイメージを構築するPART Iを設けています。制度を学ぶ際には、その全体構造についての見通しをよくしておくことが大切です。そして、その構造とそれを組成する個別パーツとの連関を意識することが重要であり、両者の往復運動を繰り返すことによって、全体像を明確にしながら、個別的な理解の精度を向上させることが有益であると考えます。PART II以下では、PART Iとあえて重複する記述をしています。全体構造とのつながりを意識させる効果を狙うと同時に、PART II以下だけを個別に参照したときでも理解できるように配慮したものです。

なお、執行・保全の技術的性格もあって、最初のうちは用語そのものが難しいと感じるかもしれません。しかも、本書は、初出の箇所用語を逐一説明するようなことは避けています。最初は読み流しても全く差し支えありません。気になるときは索引を利用するなどしてみてください。

2 個別パーツの機能性理解と全体構造との連関

第2に、個別に制度・手続を検討するPART III以降においても、基本的な視座や制度趣旨・現実的な機能の理解を重視しました。そして、上記1に記したように、PART Iとの関連性を重視して意図的に重複した記述をしています。また、手続開始決定や保全命令の主文例についても取り上げています。他方において、体系的思考や網羅的記述は本書の役割を超えます。より進ん

だ学修を望まれる方には、理論的体系書(中野貞一郎『民事執行法』は最高峰の体系書です)に進み、あるいは、実務の取扱に関する情報の詳細は、実務解説書(東京地裁民事執行センター『民事執行の理論と実務』、東京地裁保全研究会『民事保全の実務』など)を利用してください。

3 民法・民事訴訟法との関係性

第3に、民事執行・保全は、実体法秩序が想定する権利水準の強制的実現・回復手段として位置づけられるとの理解を基礎に、民法や民事訴訟法との連関をできるだけ意識して記述することによって、民事法に関する総合的・横断的理解が得られるように試みました。民法や民訴法に関する記述が比較的多く含まれているのは、このような理由によるものです。また、民法判例を学習する際には、担保執行法の理解が必要になることを考慮し、未修1年次の学生にも利用できるように配慮したものでもあります。

4 執行と保全との機能的連関

第4に、執行と保全との機能的連関を重視し、制度の機能ないし事案類型に応じた記述を心がけました。実務家としては、これらの制度をいかにして活用するかという視点が不可欠であることを考慮したものです。このような観点は、大規模庁、中規模庁及び小規模庁それぞれでの執務経験や研鑽機会から得られた多様なヒントを基礎にするものです。

東京地方裁判所では、時期を異にしますが、通常訴訟事件のみを扱う通常部、執行事件のみを扱う執行専門部のそれぞれに所属したことによって集中化と厳格な分離の観点を肌で感じました。通常訴訟には、当然のことながら、請求異議訴訟、第三者異議訴訟、配当異議訴訟、取立訴訟のほか詐害行為取消訴訟・債権者代位訴訟など本書で取り上げる訴訟類型はほぼすべて登場しました。執行事件は不動産執行・債権執行はもとより、財産開示手続、動産売買先取特権に基づく物上代位など新しい制度や近年注目を集めている事件なども担当しました。札幌地方裁判所では非訟集中部において訴訟を除く全事件(執行・保全、破産・会社更生など)を担当し、集中・連携させながらも分離する観点を学びました(この間、札幌簡易裁判所で簡易な債務名義作成